



LOGO MARK MANUAL

札幌未来牽引企業創出事業
ロゴマークマニュアル



Version 1.0

2023.11.30

モチーフ

札幌市の頭文字である「S」をベースモチーフに展開。
本ロゴの制作背景と親和性の高いワードである
「Step up」や「Start」「Spark」「Sustainable」
などの頭文字であることも意識しています。

デザイン

札幌市の特徴である自然豊かでさわやかなイメージから、
「S」の組み合わせで、新芽・若葉（SAPPORO NEXT LEADING企業）と
成木（SAPPORO LEADING企業）を表現。
「認定」→「達成」への成長をイメージさせるデザインとしました。

配色

札幌市の特徴である雪を表す「白」を背景とし、
豊かな自然を表す「緑」、
輝かしい未来を表す「黄」の2色を効果的に配することで、
見やすくわかりやすいロゴマークを表現しました。



SAPPORO
NEXT
LEADING



SAPPORO
LEADING

◎たて組



◎最小使用サイズ



文字左右幅
7ミリ



文字左右幅
10ミリ

◎よこ組01(基本形)



◎最小使用サイズ



ロゴ全体左右幅
18ミリ



ロゴ全体左右幅
19ミリ

◎よこ組02 (書類のヘッダーなどで使用する時) これを最小使用サイズとする。



ロゴ全体左右幅 58ミリ



ロゴ全体左右幅 45ミリ

◎マークのみの場合

たて組・よこ組ともに名刺等で使用する際、
最小サイズより小さくなる場合のみマークのみの使用も可。



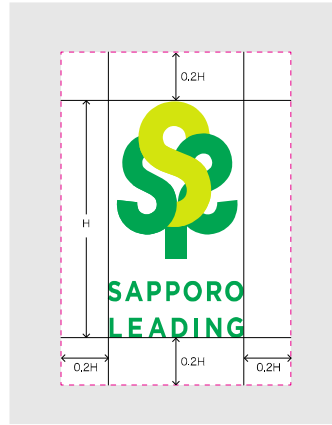
マーク左右幅
7ミリ



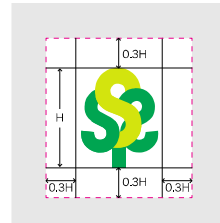
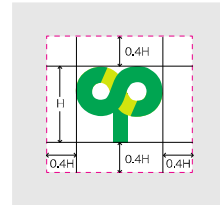
マーク左右幅
6.5ミリ

「保護区域の規定」は、表示されるシンボルロゴの象徴性、識別性を維持するための規定です。
 この保護区域内（点線の枠内）に他の文字や図形を表示することは禁止しています。

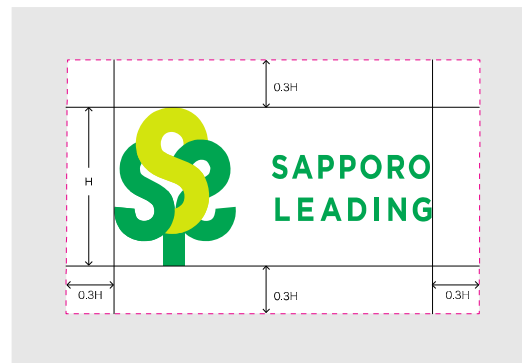
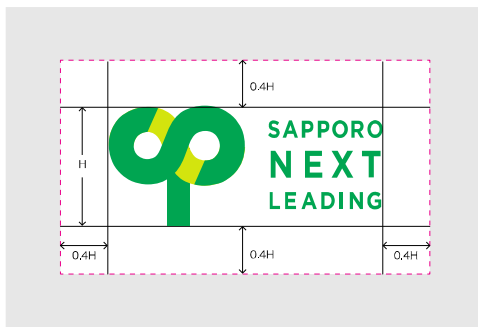
◎たて組



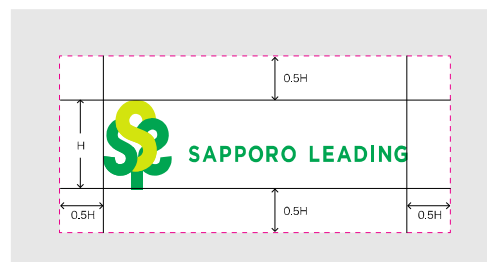
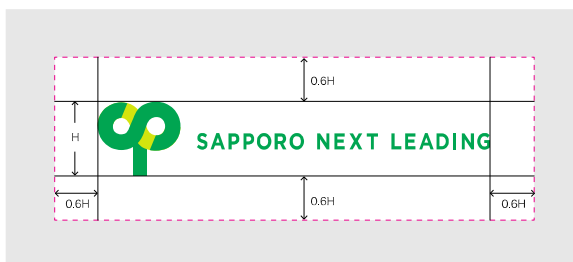
◎マークのみの場合



◎よこ組01(基本形)



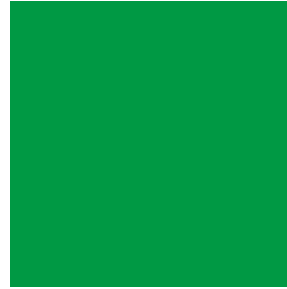
◎よこ組02（書類のヘッダーなどで使用する時）



「グリーン×イエロー」基本セット、「モノクロ」いずれかの使用とします。

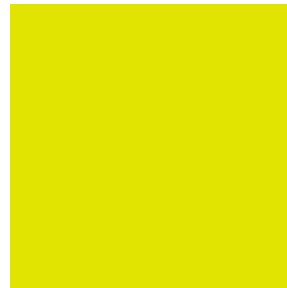
【グリーン】

- ・プロセスカラー C100%、M0%、Y100%、K0%
- ・RGBカラー R0%、G153%、B68%
- ・WEBカラー 009944



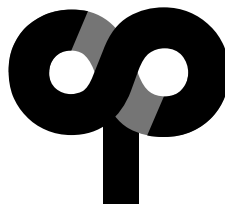
【イエロー】

- ・プロセスカラー C17%、M0%、Y100%、K0%
- ・RGBカラー R225%、G227%、B0%
- ・WEBカラー e1e300



【モノクロでの使用の場合】

- ・プロセスカラー BK 100%
+
BK 60%



SAPPORO
NEXT
LEADING



SAPPORO
LEADING

関連媒体で書体を使用する際には、和文/英文/数字ともに「Noto San CJK JP」を奨励書体とします。

【Noto San CJK JP_Bold】

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

SAPPOROLEADING

ABCDEFGHIJ

abcdefghijkl

あいうえお

アイウエオ

札幌市

【Noto San CJK JP_light】

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

SAPPOROLEADING

ABCDEFGHIJ

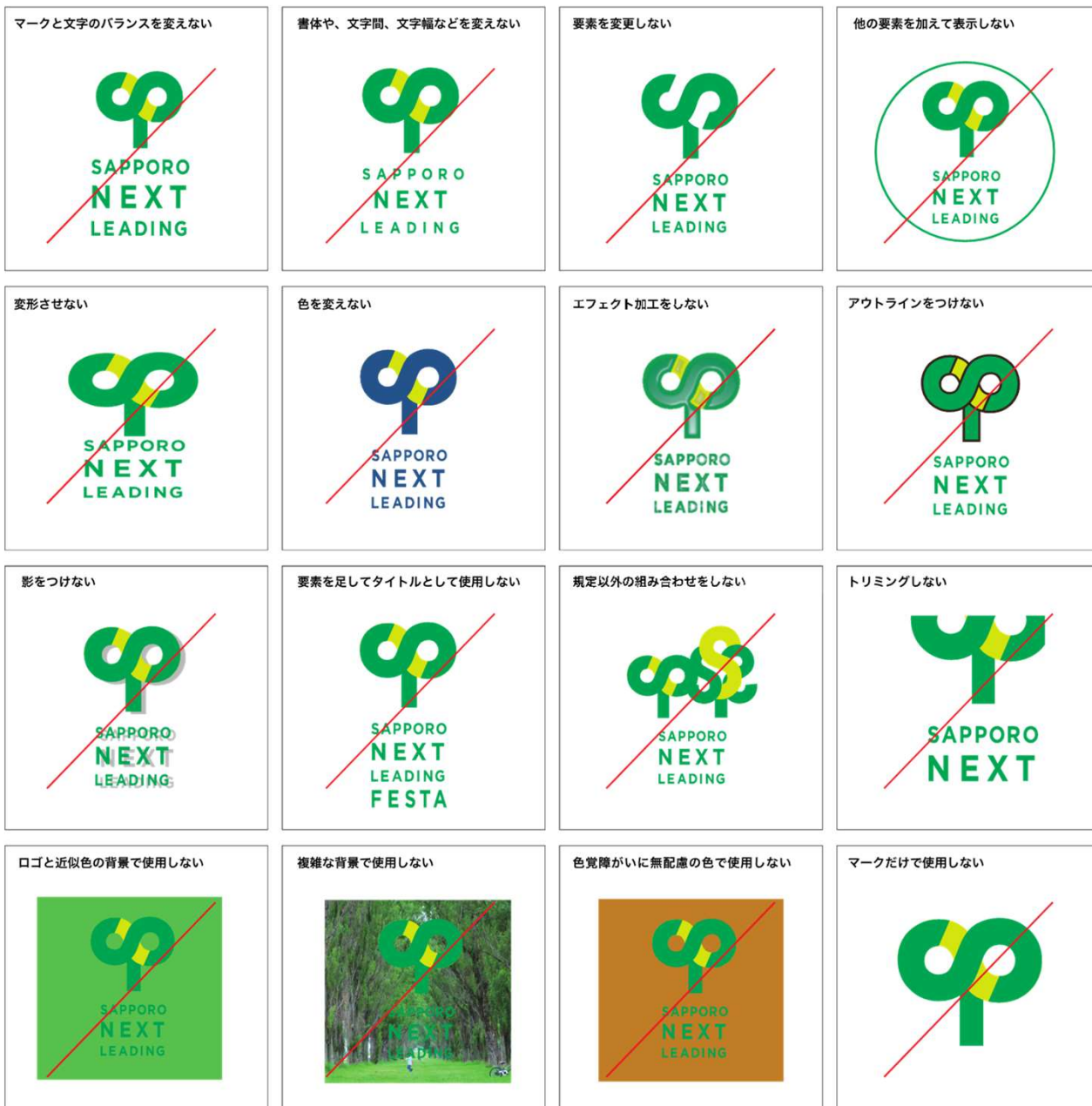
abcdefghijkl

あいうえお

アイウエオ

札幌市

以下の様な使用は、ロゴマークの視認性やイメージを損なうため禁止しています。



このような場合の対処例として「保護区域の規定」にそって規定の余白を設けたうえで背景の上に配置する。



このように見えるので色覚シミュレーションツールなどを使って事前のチェックをおすすめします。

名刺等で使用する際、最小サイズより小さくなる場合のみマークのみの使用も可。「2.ロゴセット」を参照。

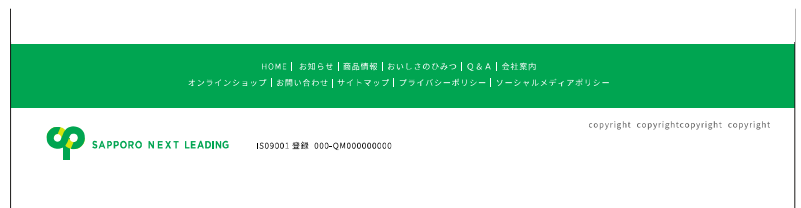
◎名刺



◎パンフレット



◎企業HPなど(フッター例)



◎企業HP内バナーなど



1. ロゴマークの使用

- (1) 札幌市から「SAPPORO NEXT LEADING企業」に認定された企業（以下「認定企業」という。）及び「SAPPORO LEADING企業」に認定された企業（以下「達成企業」という。）は、各ロゴマークを使用して広報活動を展開することができます。
- (2) 認定企業及び達成企業は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。
- (3) ロゴマークは直接、商品やサービスの品質を保証し、又は評価するものではありません。したがって、そのような趣旨で個別商品の広告や包装紙、パッケージ等に使用することはできません。
- (4) ロゴマークを使用する際は、札幌市から提供される基本データをそのまま使用することとし、本マニュアルに定める使用方法を順守し、「色の変更」や「影付け」、「縁取り」、「変形」、「回転」等の加工はしないでください。
- (5) 認定企業が「SAPPORO NEXT LEADING企業」の取り消しを受けた場合及び更新審査等により認定企業ではなくなった場合、並びに達成企業が「SAPPORO LEADING企業」の取り消しを受けた場合は、当該企業はロゴマークを使用することができません。
- (6) 認定企業及び達成企業が、以下の不正な方法でロゴマークを使用したと札幌市が判断する場合は、ロゴマークの使用の取り消し、停止などの措置をとることがあります。
 - ①本マニュアルに違反する方法で使用する
 - ②法令や公序良俗に反する方法で使用する
 - ③その他、本事業の趣旨に明らかに反するような方法で使用する
- (7) 認定企業及び達成企業以外は、ロゴマークを使用することができません。ただし、認定企業及び達成企業の取組を広く広報することを目的としてメディア関係者等が使用する場合など、札幌市の許諾がある場合には、この限りではありません。

2. 使用状況の報告

札幌市から、ロゴマークを使用している認定企業及び達成企業に対し、その使用状況について報告を求めることがありますので、これに従ってください。

3. マニュアルの改訂

本マニュアルは、札幌市により、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知おきください。